

監査結果に係る措置通知書

交通局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 広告料金の取り扱いについて</p> <p>交通局では仙台市交通局広告取扱規程（昭和61年仙台市交通局規程第11号）により、高速鉄道等に係る広告の料金を定めている。</p> <p>ところが、経営企画課においては、一部の広告料金について規程と異なる料金を地下鉄広告媒体運用方針において定め徴収していた。</p> <p>広告料金の取り扱いに当たっては、関係法令に則り、適正に行う必要がある。</p>	<p>平成30年12月1日付けで仙台市交通局広告取扱規程を改正し、適正化を図った。</p> <p>また、規程と異なる額で徴収していた広告料金については、既に消滅した団体等を除いて、令和2年3月31日付で精算処理を完了した。</p>	